

指定医療機関等の届出事項一覧

届出を要する事項		指 定 申 請	誓 約 書	変 更 届	廃 止 届	備 考	
新規 申請	医療 機関	病院、診療所、歯科、訪問看護ステーション、薬局が初めて指定を受けるとき	○				
	施 術 者	あん摩・マッサージ師、はり・きゅう師、柔道整復師が初めて指定を受けるとき	○			免許証添付	
既 に 指 定 を 受 け て い る 場 合	1 医療機関コードが変更になった場合 (1) 移転 (2) 開設者の交代 ①個人の交代 (Aさん→Bさん) ②個人⇔法人 ③法人が別法人に変更したとき (3) 医療機関の種類が変更 (診療所⇔病院)		○		○	旧コードの 廃止届と新 コードの指 定申請	
	2 医療機関コードが変わらない場合 (1) 指定医療機関等の名称・所在地の変更 (2) 開設者の氏名・所在地に関する変更 ※法人の代表者 (代表取締役、理事長等) の変更の場合は届出不要 (3) 管理者の変更 ※住所、生年月日も明記すること				○		
	指定医療機関等の事業自体を廃止した場合					○	
	指定医療機関等を廃止する場合						休止届
	休止した医療機関等を再開する場合						再開届
	指定を辞退しようとする場合 ※30日以上の予告期間を設けること						辞退届
	医療法等による処分を受けた場合 (生活保護法施行規則第14条第3項に規定する処分)						処分届